

■教育行政のポイント

“コミュニティ・スクール”の必置化

菱村 幸彦

平成27年3月4日、教育再生実行会議の第6次提言(以下「提言」)が公表された。提言は、学び続ける社会、全員参加型社会、地方創生を実現するための教育の在り方について、様々な施策を提示しているが、ここではその中のコミュニティ・スクールに関する提言を取り上げる。

コミュニティ・スクールの制度化

提言は、教育機関を核とした地域活性化策として、「全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組み、地域と相互に連携・協働した活動を展開するための抜本的な方策を講じるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進める」としている。

コミュニティ・スクール(以下「CS」)は、小淵恵三首相が設けた教育改革国民会議の最終報告「教育を変える17の提案」(平成12年)に新しいタイプの学校として提言されたことに始まる。

当初、文部科学省は、CSに必ずしも積極的ではなかった。しかし、政府の総合規制改革会議が、構造改革の一環として、その制度化を強く要請したため、文科省は、中教審に諮った上で、平成16年に地方教育行政法を改正し、学校運営協議会制度を設けた。

学校運営協議会(以下「運営協議会」)制度の概要は、次のとおりである。

- (1) 教育委員会は、運営協議会を置く学校を指定する(任意設置)。指定に際しては、保護者や校長等の意見を聴取する。
- (2) 運営協議会の委員は、教育委員会が住民、保護者(この2者は必須)のほか、校長、教員、行政担当者、学識経験者等から任命する。
- (3) 運営協議会の権限は、①学校運営の基本方針(教育課程編成、学級編制、施設設備整備、予算管理等)の承認、②学校運営に関する意見具申、③人事についての意見具申等である。

学校運営の責任を負うのは校長なので、校長の方針と運営協議会の方針が異なるときが問題となる。最終的には校長の責任において運営することになるが、校長としては、そうした事態とならないよう、調整と説得に努めることが求められる。運営協議会の運営が著しく適正を欠くときは、教育委員会は指定を取り消す。

役割はコントロールでなくサポート

教育改革国民会議がCSについて提言したとき、私は中高一貫校の校長の職にあった。で、校長の立場からみて、学校運営に責任を負わない部外者が、教育課程や校内人事などに介入するシステムには賛成できなかった。

同じように考える人が多かったのか、制度はできたが、CSを導入する学校は少なかった。その後、民主党政権下で鈴木寛文科副大臣が、CSの普及に熱心に取り組み、全公立小中学校の1割に拡大する方針を示した。この方針は、第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)に政策目標として盛り込まれた。こうした後押しもあって、その後、CSの数は漸増し、平成26年4月現在1,919校に拡大している。

文科省調査によれば、CS導入の成果として、例えば、地域や保護者が学校に協力的になった、特色ある学校づくりが進んだ、地域の教育力が上がった、地域が活性化した、児童生徒の学習意欲が高まった、保護者や地域からの苦情が減った等のメリットが挙げられている。

CSの役割は、学校をコントロールすることではなく、学校をサポートすることにあると考える。全ての学校にCSを導入するとなると、その観点から、学校運営協議会の在り方についてさらなる見直しが必要であろう。

(ひしむら・ゆきひこ=国立教育政策研究所名誉所員)

●読んで確認し、書いてマネジメントする、校長のための最強ビジネスツール！

2015 スクール・マネジメント・ノート

[企画・制作]教育開発研究所 [監修]小島宏 A5判・300頁/定価(本体2,200円)+税

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> をご利用ください。

